

補助制度について

1 施設整備費補助

国(賃貸物件による整備の場合は、保育対策総合支援事業費補助金、自己所有物件の場合は就学前教育・保育施設整備交付金)および東京都(待機児童解消区市町村支援事業補助要綱)の補助制度の対象事業とならない場合、区の補助金が交付できませんのでご注意ください。

整備にあたっては、次の項目について予算の範囲内で補助します。

なお、こちらに記載されている内容は、令和8年8月現在のものです。今後、国および都の補助内容に連動して、変更を行う予定ですので、ご承知おきください。

詳細は、各要綱をご確認ください。

賃貸物件による整備の場合

練馬区私立保育所設置促進事業補助要綱

「定期建物賃貸借契約」の賃貸物件については補助の対象外です。

ア 補助の対象事業

賃借物件により私立認可保育所を新たに整備する事業

イ 補助の対象経費

開設準備経費

- ・ 内装工事費（事業者が行う建物の躯体工事費等を除く内装工事費等（初度調度および工事事務費を含む。））
- ・ 建物賃借料（内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日までの期間に係る建物賃借料（管理費、礼金および事務手数料を含む。））

ウ 補助金の額

国および都の補助内容に連動して改正を予定しています。

詳細はお問い合わせください。

自己所有物件による整備の場合

ア 社会福祉法人の場合

練馬区私立保育所施設整備費補助金交付要綱

イ その他の事業者の場合

多様な主体による私立保育所施設整備費補助金交付要綱

（ア） 補助の対象事業

自己所有物件により私立保育所を新たに整備する事業

(イ) 補助の対象経費

- ・ 本体工事費：施設整備の工事費、工事事務費、実施設計費
- ・ 保育所開設準備費：備品購入費、開設前の職員研修費など
- ・ 特殊附帯工事費
- ・ 土地借料：新たに土地を借りて保育所を創設する場合の土地賃借料
- ・ 解体撤去工事費
- ・ 仮施設整備工事費・賃借料

土地の購入・整地費、原則として既存建物の購入費、職員宿舍費、外構工事費等は対象外です。

(ウ) 補助金の額

国および都の補助内容に連動して改正を予定しています。

詳細はお問い合わせください。

2 運営費補助

開園後の保育所運営にあたっては、次の項目について予算の範囲内で補助します。

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について

練馬区保育所扶助要綱

練馬区私立保育所援護費支給要綱

練馬区保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱

上記のほか、国や都の宿舍借り上げ補助、東京都のキャリアアップ補助金やサービス推進費補助などの制度があります。